

治験用の微生物性ワクチン(人用のもの及び口蹄疫ワクチンに限る。)又は治験用の人用の免疫血清の輸入に関する確認について

輸入注意事項11第32号 (11. 6. 30)

改正①輸入注意事項12第121号 (12. 12. 26)

上記貨物を輸入しようとする者は、下記により厚生労働大臣又は農林水産大臣の確認書の交付を受けてください。①

なお、昭和47年12月23日付け輸入注意事項47第45号(治験用微生物性ワクチン及び免疫血清の輸入に関する確認について)は、平成11年6月30日限りで廃止します。

記

1 提出書類

治験用の微生物性ワクチン(人用のもの及び口蹄疫ワクチンに限る。)又は治験用の人用の免疫血清の確認申請書(別紙様式) 2通、治験計画書、商品説明書等の添付書類

2 提出先 ①

- (1) 微生物性ワクチン
人用のもの 厚生労働省医政局経済課
口蹄疫ワクチン 農林水産省生産局畜産部衛生課
- (2) 人用の免疫血清
厚生労働省医政局経済課

〔別紙様式〕①

治験用の微生物性ワクチン(人用のもの及び口蹄疫ワクチンに限る。)又は治験用の人用の免疫血清の輸入に関する確認申請書

厚生労働大臣 殿
農林水産大臣

申請者名

住 所

電話番号

記名押印
又は署名
資 格

申請年月日

※確認番号

※確認年月日

治験用の微生物性ワクチン(人用のもの及び口蹄疫ワクチンに限る。)又は治験用の人用の免疫血清を輸入したいので、下記のものが出験用であることについて確認されたく申請します。

I 輸入の内容

| 関税率表の番号等 | 商品名 | 種類及び規格 | 数量 | 単価 | 原産地 | | 金額 |
|----------|-----|--------|----|----|-----|-----------|----|
| | | | | | | 船積地域及び船積港 | |
| | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

II その他

| | |
|-----------|--|
| 製造業者の住所氏名 | |
|-----------|--|

上記のとおり確認する。

厚生労働大臣又は農林水産大臣の記名押印

資格

記名押印

(裏面)

※通関

| 関税申告番号及び申告月日 | 送状数量 | 送状金額 | 許可又は承認月日及び関税押印 |
|--------------|------|------|----------------|
| | | | |